

福岡市公報

令和 6 年 1 月 29 日 第7024号(別冊 3)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目 次	ページ
告 示	
○福岡広域都市計画地区計画の決定 (第27号)	1
○福岡広域都市計画区域区分の変更 (第28号)	1
○福岡広域都市計画用途地域の変更 (第29号)	2
○福岡広域都市計画高度地区の変更 (第30号)	2
○福岡広域都市計画道路の変更 (第31号)	3
○福岡広域都市計画下水道の変更 (第32号)	3
公 告	
○福岡市周船寺駅南土地区画整理組合の設立の認可 (第24号)	3
告 示	

福岡市告示第27号

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、都市計画を次のように決定したので、同法第20条第1項の規定により告示する。

なお、都市計画法第20条第2項の規定に基づき、その図書を次の場所においてこの告示の日から公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 29 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 決定した都市計画の種類及び名称
福岡広域都市計画地区計画周船寺駅南地区地区計画
- 2 縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市役所 (住宅都市局都市計画部都市計画課)

福岡市告示第28号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画を次のように変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、その図書を次の場所においてこの告示の日から公衆の縦覧に供する。

令和6年1月29日

福岡市長 高 島 宗一郎

- 1 変更した都市計画の種類
福岡広域都市計画区域区分

- 2 縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）

福岡市告示第29号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画を次のように変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、その図書を次の場所においてこの告示の日から公衆の縦覧に供する。

令和6年1月29日

福岡市長 高 島 宗一郎

- 1 変更した都市計画の種類
福岡広域都市計画用途地域

- 2 縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）

福岡市告示第30号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画を次のように変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、その図書を次の場所においてこの告示の日から公衆の縦覧に供する。

令和6年1月29日

福岡市長 高 島 宗一郎

- 1 変更した都市計画の種類
福岡広域都市計画高度地区

- 2 縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）

福岡市告示第31号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画を次のように変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、その図書を次の場所においてこの告示の日から公衆の縦覧に供する。

令和6年1月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 変更した都市計画の種類及び名称
福岡広域都市計画道路3・4・1-214号周船寺駅南線
- 2 縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）

福岡市告示第32号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画を次のように変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、その図書を次の場所においてこの告示の日から公衆の縦覧に供する。

令和6年1月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 変更した都市計画の種類及び名称
福岡広域都市計画下水道福岡公共下水道
- 2 縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）

公 告

福岡市公告第24号

土地区画整理法第14条第1項の規定に基づき、福岡市周船寺駅南土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により次のように公告する。

令和6年1月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 組合の名称
福岡市周船寺駅南土地区画整理組合
- 2 事業施行期間

令和6年1月29日から令和15年3月31日まで

3 施行地区

福岡市西区大字周船寺、周船寺二丁目及び大字飯氏の各一部

4 組合事務所の所在地

福岡市西区大字飯氏322番地

5 設立認可の年月日

令和6年1月29日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

組合事務所の掲示場に掲示する。